

Contents

AIPPI Bureau

[Bureauの新たな布陣](#)

(Laurent Thibon, Secretary General)

2014 年 9 月 17 日の AIPPI 執行員会において、Bureau の新メンバーが選出されました。

2014 年 AIPPI トロント総会

[2014 年 AIPPI トロント総会](#)

(Felipe Claro, President of AIPPI)

2014 年 9 月 14 日～17 日にトロントで開催された AIPPI 総会は、1600 名以上の方に参加いただき、知的財産に関する専門的な議論だけでなく、明るく友好的な雰囲気の中で交流を深めることができた、すばらしいイベントとなりました。また、組織委員会の見事な企画・進行も、今年の総会とともに記憶されることでしょう。

AIPPI トロント総会主催者からの御礼

(Philip C. Mendes da Costa, Chair Organizing Committee)

トロント総会の組織委員会、AIPPI カナダ部会ならびに AIPPI 本部を代表し、今年の総会に参加いただいた皆様と、同伴者の皆様に感謝申し上げます。お褒めの言葉もたくさん頂戴しました。この度の総会の主催国になれたのは、本当に光栄なことでした。リオでお会いできるのを楽しみにしています。

トロント総会で採択された決議

(Sarah Matheson, Reporter General of AIPPI)

先月開催された2014年トロント総会では、知的財産法に関するさまざまな議題について、5件の決議が採択されました。いずれの決議も、関連する法律のさらなるハーモナイゼーションに向けた重要な指針となるでしょう。1つめの議題238は、第二医薬用途のクレームに対する特許保護について、2つめの議題239では、マドリッド制度の基礎要件について、3つめの議題240では、著作権法における消尽の問題について、4つめの議題241では、知的財産ライセンスに対する破産の影響について、それぞれ検討しました。また、これら4件の通常の議題に加え、2013年ヘルシンキ執行委員会で採択された、特許のグレースピリオドに関する決議に従い、先使用权に関する決議も採択しました。

採択された決議は、本部の [ウェブサイト](#) に掲載されています。各決議の要約は、[こちら](#) からご覧になれます。

今後は、これらの決議を各国の当局や関連機関で活用いただくため、本部や部会を通じて配布します。

ワークショップ：プレゼン資料を掲載しました

(Sarah Matheson, Reporter General of AIPPI)

トロント総会では13のワークショップが開かれ、コンピュータ実施発明の特許、商標事件における調査証拠の使用、国境をまたぐ知的財産権侵害、埋込み／フレーム／ハイパーリンクの著作権に関する側面など、知的財産の分野で関心の高いさまざまなテーマを扱いました。さらに、注目のイベントとして、実演付きの3Dプリンターに関するワークショップと、意匠の紛争において、経験豊かな原告と被告のチームが主張を行い、専門家のパネリストによる仲裁人チームが判断を下すという、国際的な模擬仲裁が行われました。また、放送局側の主張が認められた、Aereo事件の米国最高裁判決によって、このテーマを急きょワークショップのプログラムに追加することもできました。

これまで好評を博してきたPharma Dayについては、今年も引き続き4つのワークショップを割り当て、バイオ後続品、特許期間延長 (PTE、SPC)、パテントリンケージなど、医薬業界における最新の課題を扱いました。また、現在カナダの最高裁で審理されているApotex vs Sanofi-Aventis事件 (AIPPIは第三者として参加が認められている) に関し、Pharmaワークショップ4において、有用性／産業上の利用可能性の開示要件、および特許の有効性に対する影響について検討しました。トロント総会の各ワークショップ、講演者、プレゼンテーションの内容については [こちら](#) をご覧ください。

Standing Committee のレポートとプレゼンを掲載しました

(Sarah Matheson, Reporter General of AIPPI)

各Special Committee (このたび「Standing Committee」に改称) の年次レポートが、トロント総会に先立ってReporter Generalへ提出され、執行委員会においてすべての参加者へ配布されました。これらのレポートは、本部の [ウェブサイト](#) でご覧になることができます。また、いくつかのStanding Committeeは、一年間の活動についてプレゼンテーションも行いましたが、その内容は [こちら](#) からご覧になれます。

特筆すべきは、SC議題 222「標準と特許」、およびSC議題 198「知的財産と環境保全技術」がそれぞれ作成した、2 件の追加レポートです。調査研究の成果と提言が詳しく述べられており、これらのレポート自体が、各分野における法律の国際的なハーモナイゼーションやベストプラクティスを支持する決議の採択を目指した、さらなる検討の土台となる内容です。 [こちら](#) からご覧いただけます。

AIPPI Congress News (2014 年トロント)

(AIPPI General Secretariat)

Managing IP 社が発行した記事です。

[2014 年 9 月 15 日 \(月\)](#)

[2014 年 9 月 16 日 \(火\)](#)

[2014 年 9 月 17 日 \(水\)](#)

[Membership Committee レポート](#)

(AIPPI General Secretariat)

Membership Committee が 2014 年 AIPPI 総会へ提出した年次レポートです。

[Communications Committee レポート](#)

(AIPPI General Secretariat)

Communications Committee が 2014 年 AIPPI 総会へ提出した年次レポートです。

[ご意見募集](#)

(AIPPI General Secretariat)

この度の 2014 年 AIPPI 総会に関するご意見をお聞かせください。

今後の行事

2014年10月：AIPLA年次総会におけるAIPPIブースーワシントン、2014年10月23日～25日

(AIPPI General Secretariat)

AIPPIは、AIPLA年次総会に出展します。展示ホールのブース**No.40**へお越してください。リオデジャネイロとミラノ（2015年と2016年のAIPPI会合の主催都市）に関する情報やグッズを用意してお待ちしております。

2014年11月：第15回FICPIオープンフォーラムーバルセロナ、2014年11月5日～8日

(FICPI)

国際弁理士連盟（FICPI）の第15回オープンフォーラムが、2014年11月5日から8日まで、バルセロナで開催されます。詳細はウェブサイトをご覧ください。

<http://ficpi.org/>

2014年11月：インドー欧州ICT関連特許に関する会議ーミュンヘン、2014年11月7日

(EPO)

欧州特許庁（EPO）は、インド通信情報技術省、電子情報技術局（DeitY）と共同で、情報通信技術（ICT）関連特許に関する、インドー欧州のハイレベルな会議を、2014年11月7日にミュンヘンのEPOで開催します。

プログラムには、インド政府の高官、EPOおよびインド特許庁の首脳陣、さらに、インドと欧州の著名な専門家も多数参加いただく予定です。詳細は下記のページをご覧ください。

<http://www.epo.org/learning-events/events/conferences/indo-european.html>

2014年11月：APAA第63回理事会ーペナン、2014年11月8日～11日

(APAA)

アジア弁理士協会の第63回理事会を、11月8日～11日にマレーシアのペナンで開催します。詳細は [こちら](#) です。

2014年11月：国際知的財産研究センター50周年—2014年11月27日・28日
(CEIPI)

国際知的財産研究センター (CEIPI) は 50 周年を記念し、「グローバル世界における知的財産制度の展望」というテーマの国際会議を、11月27日と28日にストラスブール (フランス) の欧州評議会で開催します。開催案内は [こちら](#) です。その他の情報については [こちら](#) をご覧ください。

2014年11月：ASIPI 第18回ワークショップ・運営理事会および50周年記念—メキシコシティ、2014年11月30日～12月3日
(ASIPI)

米州知的財産協会のワークショップ、運営理事会および50周年の記念行事を、11月30日～12月3日にメキシコシティで開催します。

2014年12月：知的財産サミット2014—ブリュッセル、2014年12月4日・5日
(Premier Cercle)

AIPPIは、12月4日 (木)・5日 (金) の両日にブリュッセルで開催される、知的財産サミット2014をサポートしています。AIPPI会員は、登録料金が33%割引されます。詳細は [こちら](#) をご覧ください。

2014年12月：[商標が他の知的財産権と重なる場合—ミュンヘン](#)、2014年12月8日・9日
(INTA)

国際商標協会 (INTA) は、「商標権が他の知的財産権と重なる場合」というテーマの会議を、12月8日と9日にミュンヘンの Hotel Westin Grand Munich で開催します。商標の保護は、立法政策および司法判断に関するハーモナイゼーションが図られていないため、いびつなものになっており、何重もの保護を受けられるような商標もあれば、まったく保護を受けられない恐れのある商標もあります。いかにして適切なバランスを取るのでしょうか。この会議では、商標および商標と交わる部分がある他の権利に関する新たな課題に取り組みます。会議のプログラム、講演者、パネルディスカッション、登録などについては、INTA ウェブサイトをご覧ください。

www.inta.org/2014tmoverlap

記事・解説

オーストラリア：[法的判断における二項対立により前途は多難](#)

(Tania Obranovich and Chris Vindurampulle, Watermark Intellectual Asset Management, Melbourne, Australia)

単離した遺伝子に特許性があるかどうかについては、依然として意見が対立しています。オーストラリアをはじめ多くの法域と著しく異なる特許適格性の基準が、米国において示されたことは、民間企業にも不安を与えるものであり、バイオや医薬の分野における投資や技術革新を妨げる恐れもあります。

コロンビア：[商標登録ハイウェイ](#)

(Margarita Castellanos, CASTELLANOS & CO., Bogotá, Colombia)

コロンビアの商標局は、商標出願の権利化において、世界最速レベルの官庁を目指しています。この目標を達成するため、2014年8月10日に、6カ月以内に商標登録を認めることを可能にする決議第48348号を出しました。

欧州連合：[立体商標の拒絶理由は縮小解釈しない](#)

(Tobias Cohen Jehoram, De Brauw Blackstone Westbroek, Amsterdam, The Netherlands)

欧州司法裁判所 (CJEU) は *Hauck vs Stokke* の判決で、立体商標の拒絶理由は縮小解釈すべきでないという見解を示しました。EUにおける立体商標の登録は、以前にも増して難しくなったと言えるかもしれません。

イタリア：[ミラノ地裁がSanofi v. Teva事件でCJEUの判決を踏襲](#)

(Elena Martini, Elena Martini, Milan, Italy)

Sanofi 社が Teva 社を相手取り、自社の医薬品 *CoAproval* に対する保護期間延長証明 (SPC '653) を侵害したとして起こした訴訟の判決において、ミラノ地裁は、Actavis 事件における欧州司法裁判所の判決に沿って、SPC '653 を無効としました。

日本：[特許付与後の異議申立制度の再導入](#)

(協和特許法律事務所 勝沼宏仁)

2014年5月14日に公布された知的財産法の改正により、2003年に廃止された特許付与後の異議申立制度が再び導入されることになりました。

ロシア：[知的財産法の大幅な改正が発効](#)

(Irina Ozolina, Sojuzpatent, Moscow, Russia)

このほど、ロシア知的財産法が大幅に改正、施行されました。重要な変更としては、意匠の権利付与制度が欧州に近づいたこと、実用新案が実体審査の対象になったこと、開示要件を十分に満たしていないことが特許無効の理由になったこと、などが挙げられます。

英国：[後悔している特許出願人：英国における包袋禁反言の復活](#)

(Ralph Cox and Simon Spink, Fasken Martineau LLP, London, UK)

2004年、[Kirin-Amgen vs Hoescht Marion Roussel事件](#)についてHoffmann貴族院議員が判断を示して以降、英国では包袋禁反言も均等論も適用されないとする考え方が広がっていたのですが、2014年5月の特許裁判所による[Actavis vs Eli Lilly事件](#)の判決によって、この考え方が疑問視されています。

米国：[いまだ「不思議の国」でも「不毛の国」でもないアリス](#)

(Kelly G. Hyndman, Sughrue Mion, PLLC, Washington, DC, USA)

連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) は、最近の2件の控訴審におけるさまざまな特許クレームについて、制定法に定める特許性のある主題ではないとして無効の判断をしています。これは最高裁のAlice事件における判決に、少なくとも部分的には依拠した判断です。

各国部会

中国：[2014年AIPPI中国部会青年知的財産セミナー、2014年8月1日・2日](#)

(Richard/ Yi Li, Secretary General of Chinese Group of AIPPI)

今年のAIPPI中国部会のセミナーは「2014年AIPPI中国部会青年知的財産セミナー」と題して、8月1日と2日に北京で開催されました。中国部会が、知財のホットなテーマについて英語で講演とディスカッションを行うセミナーを開催したのは今回が初めてです。

フィードバック

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-NewsあるいはAIPPIに関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.orgまでメールでお寄せください。

寄稿のお願い

e-Newsに掲載する記事を読者の皆様から募集しています。原稿は最新の[編集方針及びガイドライン](#)に沿ったものにしていただくようお願いします。

このメールが正しく表示されない場合は、[ウェブサイト](#)からご覧ください。

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者 : AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力 : AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

Members: Johnny Fiandero

Erik Ficks

Eléonore Gaspar

Bianca Manuela Gutierrez

Bernardo Herrerias

Bill Mayo

Petri Rinkinen

Robert Sacoff

Ana de Sampaio

Richard Vary

Peter Widmer

免責事項 :

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。